

特集

障害学生支援の取り組み

誰もが主体的に学べる環境を
立命館大の学生が冊子作成

立命館大学は、2006年の障害学生支援室設置から10年を迎える今年、障害のある学生が学びやすい授業を提案する冊子『大学と障害学生』を作成した。執筆者は、本学の障害学生や障害学生を支援するサポートスタッフの学生計11名。冊子は、学生や教員へのインタビューなどを基に、誰もが学びやすい授業のヒントを提示するとともに、学生が主体的に学べる環境をつくっていくことが重要だとして、学生、教員の双方が、改善に向けて考え、取り組むことを呼びかけている。

「ピア・サポート」を支援

本学では、1970年代中頃から障害学生への全学的な支援体制が検討され、勉強及び日常生活上で起こる諸問題について関連各部署が協議を行い、課題解決に向けて取り組んできた。

2000年以降は支援を必要とする障害学生が増加し、全学組織の学生団体から大学に対し、障害学生支援の充実が要請され、また社会的な権利保障に対する意識の高まりや法整備なども相まって、06年に「立命館大学障害学生支援室」が設置されることとなった。

支援室の設置以降、本学では「障害学生を含む

インクルーシブな大学づくり」に向けて、以下の3つの方針をもって支援を行っている。

- ① 障害学生の教育を受ける機会の平等を実現すべく支援を行う。
 - ② 障害学生支援を通してすべての学生の学びと成長に寄与する取り組みを行う。
 - ③ 障害学生支援に関わるFD・SD（教職員の資質・能力向上の組織的取り組み）を通して大学全体の教育力の向上を目指す。
- 支援室の機能は▽学修支援に関わる総合窓口▽支援技術・関連情報等の資源蓄積の拠点——の2つ。支援対象は、障害学生、サポート学生、障害者を担当する教職員の3者である。

立命館大学障害学生支援室
コーディネーター
木谷 恵

本学の支援システムでは、障害学生は一方的に支援を受ける存在ではなく、また、サポート学生も一方的に支援を提供する存在ではない。お互いにその関係性を通じた学び合いが期待されている。

この背景には、本学が伝統的に、「ピア・エデュケーション」や「ピア・サポート」といった学生同士の学び合いを重視してきたことがある。先輩が新入生をバックアップする「オリター／エンター」制度をはじめ、学生が様々な場面で大学と協働し、学生の力を活かしてきた歴史がある。

また一方で、学生生活という限られた期間での支援の特殊性に鑑み、単に障害学生の当面の困りごとに配慮した環境調整に留まらず、障害学生が卒業後の人生において、周囲の環境を調整しながら社会生活を送るための力を養えるよう支援を行うってきた。

例えば、本学では障害があるすべての学生に対し一律に支援を開始するわけではない。本人が大學生活に困難を抱えていることを意識し、問題解決のために支援を必要とする意思を自ら発信することを支援開始の条件としている。これは、特別

な配慮なしで大学生を送りたい障害学生や、障害があることを周囲に詳らかにすることを躊躇する学生の意思を尊重するだけでなく、本学の障害学生支援の本質が、「学びの経験を通じて『自ら学び・自ら行動する』人材に成長し、社会につながるプロセスを支援すること」にあることも深く関係している。本人不在のまま支援を行うのではなく、支援を活用する主体であるという意識を醸成することも支援に含まれると捉えているからである。

面談を基に支援計画作成

具体的な学修支援には、聴覚障害学生に教員や周りの学生の音声情報を文字情報にして伝えるパソコン／ノートテイクといった支援、視覚障害学生への板書代筆支援、肢体不自由学生への移動支援などがある。これらの支援を行うサポート学生には謝礼を支払っている。

本学の障害学生支援は、第一義に、障害学生の教育を受ける機会の平等を実現すべく行われるものだが、『ピア・サポート』による学び合いが生まれるような様々な取り組みも行ってきた。例えば普段の支援について話し合うサポートミーティングや支援技術継承のためのパソコンテイク講座、あるいは学期毎の交流会など、学生が主体となつて様々な企画が実施され、受け継がれてきた。サポートの申し込みをした障害学生に対しては、事前面談を行い、どのようなサポートが必要とな



るかを相談し、授業支援計画書を作成。必要に応じてサポートスタッフを募集し、サポートスタッフのシフトを調整した上でサポートを開始する。また、チームミーティングを月に1回程度行い、サポートの振り返り、スタッフ間の情報共有、意見交換を行う。学期末には再び面談を実施し、次学期のサポートについて話し合う。

サポート活動を希望する学生はスタッフとして登録し、基礎的な知識・技術を修得するための研修を受講。障害学生との顔合わせ、依頼内容の確認などを経てサポートに入る。

学生の問題意識から出発

サポートを通じて、学生たちは自分たちだけでは解決しきれない課題があることに気付き始めた。例えば教員の話すスピード、話し方、話の構成によつてパソコンテイクの質が大きく左右される、

あるいは周りの学生の雑談によつて聴覚障害学生の聴こえの程度が大きく損なわれる。こうしたことはもつと広く、周りにいるすべての人々が考え、協力しなければ改善しない。

このように芽生えた課題意識をさらに深め、また周囲の人々への問題提起を、学生たちの視点や言葉で発信する試みとして、『大学と障害学生』言葉で発信する試みとして、『大学と障害学生』学生たちが考え、書き綴つた、障害学生をめぐる大学のいま(写真)を作成することになった。作成には3キャンパスから障害学生を含む計11名の学生が集まり、毎月編集ミーティングを行い、8ヶ月の期間を経てB5版45ページの冊子を完成させた。

全体を貫くテーマは「誰もが学びやすい授業」である。障害学生の困りごとを改善するという視点から導いた「バリアフリー」という考え方は、当事者以外には重要性が共感されにくい。そこで、当事者的な「巻き込まれ感」を出すために、より問題・課題を一般化する作業が必要だと考え、障害学生の困りごとの中には、障害学生だけに限らない、より多くの学生の困りごとが含まれるとして、そこから全体に共通する問題点を抽出することにした。

例えば映像資料のみを多用する場合、瞬時に移り変わるモニターに集中しなければ情報を見落とす。同様に音声資料のみでは、一度聞き逃すと話の筋が分からなくなる。こうした悩みは障害学生に限ったことではないはずだ。だが、障害ゆえに



聴覚、視覚だけに頼らざるを得ない場合にはその困難さがより一層増すことになる。

学生たちはさらに、この問題意識をきっかけにして「誰もが学びやすい授業」を教員側に求めるだけでなく、学生自身の態度も含めて「主体的に学べる環境」を考えることが重要ではないかという気付きを得た。誰もが主体的に学ぶようになれば、それぞれが必要な配慮を個別具体的に考え、

教員や周りに必要な配慮や環境調整を要望することができると。そのことが「誰もが学びやすい授業」につながるということである。

合理的配慮提供の前提に

冊子は、PART1「学生のツマズキ―高校と大学の違いって?」、PART2「インタビュ―

障害学生の学びをめぐって」、PART3「私たちが学んだこと」の3つの部分で構成している。PART1では、授業形態、受講者数、場所、時間割、質問、担当教員の6項目について大学と高校の違いを考へることにより、障害学生が直面しうる困難を解説した。

PART2では、教員、障害学生、障害のない学生計14人に対して行ったインタビューを載せた。教員がこれまで行った障害学生への配慮、障害学生が授業を受けていて困ったこと、良かったこと、授業を受けていて感じることを聞いている。

PART3は、学生たちが冊子作成のために行った話し合いや勉強会を通じて考へたことをまとめている。

この中で学生たちは、大学での学びの多様化に伴い、障害学生の困りごとが多様化しているため、「あらかじめ用意されているメニューに機械的に学生を当てはめるのではなく、個々の学生のニーズを知ってからその人への配慮内容を決める必要がある」と指摘。「情報保障をどこまで手厚くすべきか」という議論については、「その線引きは

難しく、ケースバイケース」であり、「まずは授業を作るもの同士、つまり教員と学生との『対話』が重要」と強調している。さらに、教員、学生の在り方について、「障害学生が能動的に働かかけたときには、それを受け入れてもらえる、話を聞いてもらえる環境であること」「誰もが『主体的に学べる環境』を考へること」が重要だとしている。

また、付録1として、障害のある学生6人による座談会「障害学生の日常あれこれ」を掲載。学生たちはレポートを受けた感想や、売店、食堂の話、エスカレーター、バスの時刻表といった設備の話などを和やかな雰囲気の中で語り合っている。

付録2は「教員のみなさんへ 今日からできる配慮例一覧」。「指示語での説明を避ける」「レーザーポインターの使用を避ける」「発音と口の動きをはつきりするように心がける」「板書・パワーポイント内容を事前に提供する」など、障害種別に主な配慮の例を紹介した。

2016年度より「障害者差別解消法」が施行され、大学には障害を理由とした差別的禁止と合理的配慮の提供が求められることとなった。

適切な合理的配慮が提供されるためには、その前提として、障害学生を含むすべての学生の「主体的な学びを実現する」という共通認識が、大学学生双方に必要となるのではないだろうか。そうした両者にとって重要な視点の提案が、冊子を通してできたように思う。